

流山市附属機関に関する条例（行政区域制度審議会部分）

流山市附属機関に関する条例 昭和46年3月16日条例第6号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関については、法律又は他の条例に特別の定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置及び組織）

第2条 市に別表左欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表右欄に掲げるとおりとする。

（会長及び副会長）

第3条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によって定める。ただし、法令等により規定されているものは、この限りでない。

- 2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

（委員の任命等）

第4条 委員は、市長が委嘱又は任命する。

- 2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 3 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

（会議）

第5条 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（部会）

第6条 附属機関は、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

6 附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもって当該附属機関の議決とみなすことができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「附属機関」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(会議の運営等)

第7条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(規則への委任)

第8条 別に規則で定めるところにより、附属機関に特別委員、専門委員、臨時委員、顧問又は参与を置くことができる。

2 各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

(市長への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

別表

附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
流山市行政区域制度審議会	行政区域としての字区域及び町名等の制度を改善整備するために必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議すること。	会長 委員	1 自治会の役員 2 関係機関の職員	15人以内 5人	2年